

☆公害による健康被害を許すな!
☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!



大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19
内本町松屋ビル10 370号
TEL 06-6949-8120
FAX 06-6949-8121
E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp
URL http://oskougai.com/
発行責任者 芹沢 芳郎
年間購読料一部2,000円(送料共)
郵便振替 00910-7-300387

国民の生命を守るために大気中PM2.5濃度の低減を!

10/24 道路公害反対運動大阪交流集会より

10月24日、此花会館・梅花殿にて道路公害反対運動大阪交流集会が開催されました。集会には、第2京阪道路や阪神高速淀川左岸線などの道路運動関係者や、公害患者の会など約50人が参加しました。

集会では、兵庫医大教授島正之先生の「PM2.5と健康影響」と題する記念講演が行われました。また、「今年3月に開通した第2京阪道路の運動の成果」



「淀川左岸線正蓮寺川高速道路の換気所脱硝装置の設置実現をめざす取り組み」の2つの特別報告が行われました。

島先生は、「微小粒子状物質(PM2.5)は、粒子状物質の中でも粒径2.5μm以下の微小なもの。呼吸器系の深部まで到達しやすく、粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されていること等から健康影響が懸念されている」との話を皮切りに、「欧米諸国における微小粒子状物質の健康影響に関する疫学研究」微小粒子状物質曝露影響調査(環境省、2007年)で行った疫学研究「近年の疫学研究の特徴と今後の課題(米国における環境基準改定の動向)」について詳しく説明されました。

最後に、「一般大気環境レベルのPM2.5濃度と循環器系・呼吸器系疾患などとの関連性がしめされている」「健康被害を未然に防ぎ、国民の生命を守るためには、大気中PM2.5濃度の低減を図る必要がある」と指摘されました。

今年3月に全線開通した第2京阪道路について、第2京阪国道公害反対連絡会議坂野光雄事務局長が、この間の住民運動の経過、運動の成果、今後の課題などを報告しました。

第2京阪道路は、1969年に都市計画決定が行われ、1972年に枚方市東部地域から住民運動が立ち上がり、以降、沿線4市で活発な住民運動が展開されました。高速道路が6車線、一般道路が2〜4車線の巨大な道路に対し、①高架部分はシエルトで覆い、②掘削部分はフタかけをし、③脱硝装置を設置せよ、の3要求を掲げました。要求は全面的に勝ち取ることが出来ませんでした。成果を得ることが出来ましたが、環境対策として、17mの環境施設帯(植樹帯・副道・自転車歩行者道)、8mの遮音壁設置、低騒音舗装の実施、裏面吸音板の設置、掘削部分のフタかけ・トンネル化とその上部に公園実現、高架下の活用、各市2箇所の環境測定局設置などです。開通後の環境監視が今後の課題となっています。

つづいて「公害まきちらしはごめん!換気所には脱硝装置をとりつけよ!」について正連寺川区民の会の瀬戸和正氏が報告しました。

都市計画決定(1986年)当初は、掘削構造だった同道路は、「公害もちこみ反対」の住民運動で「全面ふたかけ」へと計画変更。出入口にはトンネル内の排気ガスを外に出す換気所が設置されます。日量3万1500台の自動車排ガスを上空100mまで吹き上げて拡散させるといふ公害まきちらし計画に住民が反発、阪神高速株式会社に脱硝装置の設置を要求してきました。阪神高速は1991年には、住民側に「脱硝装置が実用化されればふたかけすることは既に約束している」との約束文書まで出しています。ところが2009年、「換気所周辺の大気環境が改善された」二酸化窒素の環境基準上限値を下回ったので脱硝装置は「不要」と言い出す始末。住民側は緊急の署名運動や住民集会を開催して会社に約束どおり脱硝装置を取り付けるよう迫っています。また、同区の市議員全会派が「脱硝装置取り付けなしには建設は断じて認められない」との要望書を会社に提出しています。大阪市も「住民側の強い要望を会社にきちんと伝える」(大阪市対連との交渉)と表明している状況が報告されました。

(坂野、上田)